

問い合わせ先	健康福祉局障害福祉課
	504-2147 (内線3872)

自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額の変更

1 支援策の内容

自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額を変更

2 対象者（要件等）

災害による市民税の減免の要件に該当することにより、自己負担上限月額の所得区分が変更となる方

3 手続きの方法

育成医療はお住まいの区の生活課、更生医療は同保健福祉課に申請書を提出してください。
(東区はいずれも福祉課)

【育成医療】

- 中区生活課 (TEL) 504-2568 (FAX) 504-2175
- 東区福祉課 (TEL) 568-7734 (FAX) 568-7781
- 南区生活課 (TEL) 250-4103 (FAX) 254-9184
- 西区生活課 (TEL) 294-6109 (FAX) 294-6311
- 安佐南区生活課 (TEL) 831-4939 (FAX) 870-2255
- 安佐北区生活課 (TEL) 819-0575 (FAX) 819-0602
- 安芸区生活課 (TEL) 821-2804 (FAX) 821-2832
- 佐伯区生活課 (TEL) 943-9725 (FAX) 923-1611

【更生医療】

- 中区保健福祉課 (TEL) 504-2588 (FAX) 504-2175
- 東区福祉課 (TEL) 568-7734 (FAX) 568-7781
- 南区保健福祉課 (TEL) 250-4132 (FAX) 252-2949
- 西区保健福祉課 (TEL) 294-6346 (FAX) 231-6284
- 安佐南区保健福祉課 (TEL) 831-4946 (FAX) 879-8565
- 安佐北区保健福祉課 (TEL) 819-0608 (FAX) 815-0466
- 安芸区保健福祉課 (TEL) 821-2816 (FAX) 821-2832
- 佐伯区保健福祉課 (TEL) 943-9769 (FAX) 923-1611

4 その他

変更期間は、申請のあった日の属する月の翌月初日から受給者証の有効期間内